

小値賀町議会 2月会議は、令和7年2月14日午前10時00分、
小値賀町役場議場に招集された。

1、出席議員 7名

1	番	立	石	光	助
2	番	森	岡	正	雄
3	番	橋	本	武	士
5	番	小	辻	隆	治
6	番	横	山	弘	藏
7	番	江	川	春	朝
8	番	宮	崎	良	保

2、欠席議員 4番 今田光弘

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	村	久	之
副	町	前	田	達	也
教	育	中	村	慶	幸
会	計	橋	本		満
総	務	博	多	屋	雄
住	民	北	村		一
福	祉	谷	元	芳	仁
産	業	西	浩		久
農	業	山	田	俊	康
農	業	村	田	祐	宏
建	設	永	田	敬	一
診	療	牧	尾		郎
教	育				三
	次				豊
	長				

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	橋	本	博	明	
議	会	事	務	局	書	記	岩	城	堯	志

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会 2月会議

令和7年2月14日（金曜日） 午前10時00分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（ 橋本武士議員 ・ 小辻隆治郎議員 ）
- 第 2 議案第1号 課の設置に関する条例の一部を改正する条例
（案）
- 第 3 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（案）
- 第 4 議案第2号 町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部
を改正する条例（案）
- 第 5 議案第3号 小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例（案）
- 第 6 議案第5号 小値賀町定住促進住宅条例（案）
- 第 7 議案第6号 令和6年度小値賀町一般会計補正予算（第7号）
- 第 8 議案第7号 令和6年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算
（第1号）
- 第 9 議案第8号 令和6年度小値賀町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第2号）
- 第 10 議案第9号 令和6年度小値賀町介護保険事業特別会計補正
予算（第2号）
- 第 11 議案第10号 令和6年度小値賀町簡易水道事業会計補正予算
（第2号）

- | | | |
|------|-----------|--------------------------------------|
| 第 12 | 議案第 1 1 号 | 令和 6 年度小値賀町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) |
| 第 13 | 議案第 1 2 号 | 令和 6 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 第 14 | 議案第 1 3 号 | 工事請負契約の変更について (し尿処理場補修工事) |
| 第 15 | 議案第 1 4 号 | 工事請負契約の締結について (獣医師住宅整備工事) |

午前10時 開 議

議長（宮崎良保） 報告いたします。

ただいまの出席は7名です。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

ただいまから、令和7年小値賀町議会2月会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番・橋本武士議員、5番・小辻隆治郎議員を指名します。

日程第2、議案第1号、課の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 説明します。

本条例案は、総合計画の確実な実施と町民満足度の高い行政サービスの提供のために、令和7年4月に実施する機構改革に伴い必要部分の改正を行うもので、現在の総務課、住民課、産業振興課、建設課の4課から、総務課を2課に分離し、総務課と未来創造課に再編し、5課とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細な説明は、担当が申し上げます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） それでは、担当より説明いたします。

今回の機構改革の意図を説明しますと、令和6年度から実施中の第5次小値賀町総合計画をより強力に進めるために実施するもので、役場内と総合計画の舵取り役を担う総務部門と企画部門を独立し、中枢部門の強化による組織マネジメント力の向上と重要施策の戦略的実行につなげるものでございます。

新しい総務課は、総合計画における戦略の柱の1つである行政力を担う課で、持続可能な行財政基盤を確立し町全体の円滑な行政運営を支えるため、総合的な行政力強化と危機管理の中枢となる総務防災係、町政基盤である財政・公財産の最適化を図る財務経営係の2係で構成します。

未来創造課は、総合計画における戦略の柱の1つである協働のまちづくりの一部とシティプロモーション、及び総合計画全体のマネジメントを担う課で、持続可能で町民満足度が高い魅力的なまちを創造するため、町全体の政策全体を管理し、地域振興で町民力を高める政策推進係と、交通行政を担いつつ町の魅力を発信し新たな人・モノ・金・情報の流れを作り出していく人流交通係の

2係で構成します。

また、本条例改正に関わらない部分として、別途4月から総合窓口サービスを提供し、また令和8年度には機構改革第2弾を実施するよう準備を進めていることを申し添えます。

なお、本改正に合わせて、条例の構造を見直し、これまで課名を列挙しておりましたが、1号から5号までの構成といたしました。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山弘藏議員

6番（横山弘藏） 課がひとつ増えるということは、人材も、課長が一人増える、また不足してくるんじゃないかと心配ですけども、その辺の人材確保っていうのは予定がたっているのか答弁をお願いします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

今年度令和6年度のですね採用試験におきましても、事務職員として5名の採用を決定いたしております。

まだそれです、十分人員が足りている状況とは言えませんが、今ある人員の中で、適材適所に配置してですね、効率の良い行政努めてまいりたいとおもいます。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号、課の設置に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、課の設置に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長（西村久之） 説明いたします。

人事院は、令和6年8月8日に国家公務員の給与、ボーナスについての勧告・報告を実施いたしました。

政府は、この人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を、11月28日に召集された臨時国会へ提出し、12月9日に閣議決定されたところです。

今回の勧告の骨子は、公務において人材確保が依然として課題であること、組織パフォーマンスの向上等を踏まえ、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全給与表について引上げ改定が行われております。また、特別給についても、一昨年の8月から昨年7月までの直近1年間の民間の支給実績に対応し、0.1月分引き上げることとされています。給与額の引き上げ勧告は、昨年に続き3年連続となります。

附則で施行期日を定めていますが、令和6年4月1日から適用するものと、令和7年4月1日から施行するものに分かれております。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細な説明は、担当が申し上げます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） それでは、担当より説明いたします。

今回の改正では、施行日が令和6年4月1日から適用する改正と、令和7年7月1日から施行する改正があるため、1条と2条に分けて作成しております。

改正内容は、民間企業における初任給の動向や採用市場での競争力向上のため、初任給を引き上げつつ、月例給全体で平均3%、期末勤勉手当は0.1月分の引き上げとなっております。

なお、本改正によりまして、職員の給料表および期末勤勉手当の支給割合を準用している会計年度任用職員にも適応することになります。

新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表1ページですが、改正法1条関係は、令和6年4月1日に遡って適用される給与および特別給でございます。

第17条は、期末手当で支給月数を0.05ヶ月分引き上げるものでございます。

第18条は勤勉手当で、期末手当同様、支給月数を0.05ヶ月分引き上げるものでございます。

今回引き上げる0.1月分の特別給、いわゆるボーナスについては、12月支給分で調整するものです。

次に、別表の改正となります。

新旧の給料表の対比ですが、採用市場での競争力向上のため、高卒者の初任給を2万1400円大卒者の初任給を2万3800円と、大幅な引き上げとなっております。

行政職給料表1を見ていただくとおわかりのように、おおむね30歳代後半までの職員に重点を置き、改定率は1級11.1%、2級、7.6%と大きく全体平均は、改定率が3%と全ての職員を対象にした引き上げとなっております。

続いて、改正法2条関係は48ページです。

第17条および第18条は、期末手当、勤勉手当において、令和7年7月1日に施行される給与および特別給で、6月分と12月分の支給割合を平準化するものでございます。

次に、別表の改正となります。

新旧の給料表の対比ですが改正法1条で給与引き上げを令和6年4月に遡及して先行実施しておりますが、令和7年4月からは、若手、中堅者の早期昇格時や民間人材等の採用、採用時の給与を改善するため、初号近辺の号給をカットし、各級の初号の額を引き上げております。

行政職給料表1を見ていただくと、3級以降の初号付近の額が引き上げられるとともに、最高号給が短縮されております。

改正附則では、第1条では、施行日と適用日について定めておりますが、改正内容により、令和6年4月1日から適用するもの令和7年4月1日から施行するものにわかれております。第2条は、給与の内払いについて第3条は、委任事項を定めております。

第4条および第5条では、令和6年度と令和7年度において、給与表の改定が行われておりますので、号給の切り替えの方法について定め、付則別表において5級の切り替え表を定めております。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につ

いてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長(西村久之) 説明いたします。

人事院勧告に伴い、一般の職員に加え、特別職の特別給(ボーナス)の引き上げをあわせて行うこととしており、特別職の職員の給与に関する法律が改正され、それに準拠し、町長、副町長及び教育長の支給月数と支給割合を改正するものでございます。

改正法1条では、国の改定に準じ、12月の期末手当の支給率を100分の175とし、年間の支給月数を3.40月分から3.45月分とするものでございます。

改正法2条では、6月と12月の支給割合を平準化するものでございます。

改正附則では、施行日を公布の日とし、令和6年4月1日から適用することとし、改正法第2条は、令和7年4月1日から、施行することといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

宜しくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(宮崎良保) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

議長(宮崎良保) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西村久之) 説明いたします。

人事院勧告に伴い、町長、副町長及び教育長と同様、議員報酬の支給月数と支給割合を改正するものでございます。

改正法1条では、国の改定に準じ、12月の期末手当の支給率を100分の175とし、年間の支給月数を3.40月分から3.45月分とするものでございます。

改正法2条では、6月と12月の支給割合を平準化するものでございます。

改正附則では、施行日を公布の日とし、令和6年4月1日から適用することとし、改正法第2条は、令和7年4月1日から、施行することといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

宜しくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(宮崎良保) 総務課長

議長(宮崎良保) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

議長(宮崎良保) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号、小値賀町定住促進住宅条例（案）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西村久之） 説明いたします。

本条例案は、住宅確保が困難な移住者に賃貸する定住促進住宅の設置及びその管理に関する必要な事項を定めるものでございます。

平成28年度から令和元年度にかけて、定住促進空き家活用住宅を整備し、現在は、定住促進住宅を整備しているところでございますが、要綱と規程による運用となっておりますので、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

なお、詳細な説明については、担当が申し上げます。

宜しくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） それでは、担当より説明いたします。

第1条は、趣旨で、定住促進住宅の設置及び管理について、法律に基づき必要な事項を定めることを明記しております。

第2条は、用語の意義を定めるものでございます。

第3条は、定住促進住宅の名称及び位置を定めるものでございます。

第4条は、入居者の公募の方法及び公示に必要な事項を明記しております。

第5条は、公募を行わず、定住促進住宅に入居させることができる事由について規定しております。

第6条は、入居の際に必要な入居者の資格について、

第7条は、入居者の申込み及び決定について規定しております。

第8条は、入居者の選定について、

第9条は、入居補欠者について規定しております。

第10条は、入居の手続き等について規定しております。

第11条は、入居の際に同居した者以外の者を同居させようとするときの同居の承認について規定しております。

第12条は、入居者が死亡し、又は退去した場合における入居の承継について規定しております。

第13条は、定住促進住宅の家賃及び入居日から5年を経過した日の翌年度からの段階的な家賃の引き上げ等について規定しております。

第14条は、家賃の納付に関する事項について規定しております。

第15条は、家賃の減額若しくは免除又は徴収猶予ができる事由について規定しております。

第16条は、敷金について、

第17条は、修繕費用の負担について規定しております。

第18条は、入居者の費用負担義務について、

第19条は、入居者の保管義務等について規定しております。

第20条は、迷惑行為の禁止について規定しております。

第21条は、定住促進住宅を引き続き15日以上使用しないときの届出義務について規定しております。

第22条は、転貸等の禁止について、

第23条は、用途変更について、

第24条は、模様替え等の禁止について、

第25条は、退去の手続き等について規定しております。

第26条は、明け渡し請求ができる事項等について明記しております。

第27条は、管理上必要があると認めるときの立入検査等について規定しております。

第28条は、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしております。

附則の1で、施行期日を公布の日から施行するとしております。

附則の2で、この条例の施行の日前においても、公募その他必要な準備行為を行うことができる、としております。

附則3で、この条例の施行の日前に、定住促進住宅に入居している者が、引き続き入居を希望する場合は、継続して入居をさせることができる、としております。

附則4で、「小値賀UIターン促進住宅管理条例」の廃止について規定しております。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森岡正雄議員

2番（森岡正雄） 月額家賃がですね、6年目から段階的に引き上げられていて10年目以降が変わらないということでございますが、そちらの理由をですね、説明いただきたいと思っております

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

定住促進住宅でございまして定住促進住宅のですね、目的、趣旨について、当面の住生活において、移住者がですね、困らないようにという趣旨で定住促進住宅を提供しているものでございます。

それですね、料金としては5年間据え置きで、低価格で抑えているというふうに考えております。

5年目からは原則としてご自分で転居先を探していただくというようなニュアンスを込めまして、その移住者の循環というかですね、そういうのを図りたいと思ひまして5年目から4000円ずつ料金を上げていこうと思ひてございます。

それで一応ですね公営住宅法の料金設定等により試算した結果、この定住促進住宅の本来適正な資産がですね、今まで建ててきた定住促進住宅から試算すると大体5万円となりますので10年目をその5万円に設定できるような形で、5年目以降をそういうふうな4000円ずつ値上げして、5万円に近づくようにというところで設定させていただいております。

議長（宮崎良保） よろしいですか。 森岡正雄議員

2番（森岡正雄） 再度同じようなことでお伺いしたいところがございまして例えばですけども今後インフレが起こったりとか、物価高が進んで、例えば国民のですね、町民と言った方がいいのかその全体的な給料がどんどん上がっていったりとか、これないと思うんですが小値賀の土地の価格上がって行って、この家賃ではよりもいわゆる今はこの値段っていうところが適正なんでしょうがもう少し上がっていった場合、それに応じて価格を引き上げていくという予定はございませんか

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

そこについては順次家賃の家賃のところですね、その情勢によって見直すことができるというふうな構成にしていますので問題ないと考えております。

議長（宮崎良保） 他にありませんか。 立石光助議員

1番（立石光助） すいませんこれ、お知らせはどのようにされるか、決まっていれば教えてください。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

お知らせといいますと入居の公募というところで、条例改正のお知らせは今のところいつも通りの掲示板への公示と考えてございます。

議長（宮崎良保） 他にありませんか。 立石光助議員

1番（立石光助） 既に入居されてる方へのお知らせは当然されると思うんですけど町、町全体的にその掲示板誰も見ない、見る方は、すごい少ないと思

うので、何かもうちょっと知らせた方がいいのではないかなど。大切な改正、前、前々からこのずっと住めない問題が言われてきたと思うので、結構大切な改正かなと思うのでお知らせした方がいいかなと私は思うんですけどどうですかね。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

今のご意見の通りですね、お知らせすることはいいことだと思いますので、小値賀新聞で広報いたしたいと思います。

議長（宮崎良保） 他にありませんか。 江川春朝議員

7番（江川春朝） はい同じようなことになるんですけど、やっぱ3年の縛りにずっと囚われててですね、その中で今小値賀新聞等に載せるといったんですけどその3年に苦しんでいった人たちもいるわけですよ。じゃけん、ちょっと丁寧な納得できる、説明が載せられたらいいのかなと思いますがいかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

本当に3年ですね、転居された方もいらっしゃいますので、そういう人の心情にも配慮したような広報の仕方を工夫したいと考えております。

議長（宮崎良保） 他にありませんか。 横山弘藏議員

6番（横山弘藏） 16条の家賃の2ヶ月分に相当する金額の敷金を徴収することができるわけですが、この敷金の運用については健全に行われているかどうかですね、結構2ヶ月分ちょっとは結構大きいと思いますのでその辺の状況はどうですか。説明をお願いします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

この敷金についてはですね、現在のところ、新しい新築しました筒井浦と木場地区のですね、あと笛吹在地区の定住促進住宅に適用しておりますけれども、今のところですねこれを使った実績がまだ3年経ってないので実績がございません。

議長（宮崎良保） 他にありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号、小値賀町定住促進住宅条例（案）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、小値賀町定住促進住宅条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号、令和6年度小値賀町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西村久之） 説明いたします。

今回の補正予算の内容は、人事院勧告に伴う人件費の増額補正のほか、生活保護扶助費、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金、あわび館関係備品購入費及び昨年11月の大雨等により被災しました農業用施設及び町道の災害復旧工事費が主なもので、予算書1ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億1,705万4,000円を追加し、補正後の予算総額を40億4,592万2,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正で、5ページ第2表に示しますとおり、農業用施設災害復旧事業と町道災害復旧事業を追加しております。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細については、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） それでは、担当より説明いたします。

それでは、説明書8ページ、歳入から説明いたします。

14款・1項・2目 衛生費国庫負担金 4,441万2,000円の増額は、新型コロナワクチン接種後の健康被害救済制度による、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金で、4目 災害復旧費国庫負担金 1,179万7,000円の増額は、昨年11月の大雨等による道路災害の公共土木施設災害復旧費負担金で、1項 国庫負担金の総額を1億8,673万3,000円としております。

15款・2項・4目 農林水産業費県補助金 30万7,000円の増額、9目 災害復旧費県補助金 2,350万2,000円の増額は、昨年11月の大雨等による農林水産施設災害復旧費補助金で、2項 県補助金の総額を1億5,970万円としております。

18款・1項・1目 財政調整基金繰入金 1,813万4,000円の増額は、財源調

整で、2目 振興基金繰入金 730万4,000円の減額は、これまで財源充当していたものを基金へ繰り戻すもので、1項 基金繰入金の総額を4億8,483万7,000円としております。

20款・4項・5目 雑入 20万6,000円を増額し、4項 雑入の総額を3,506万6,000円としております。

21款・1項・9目 災害復旧債 2,600万円の増額は、農業用施設災害復旧事業と町道災害復旧事業の追加によるもので、1項 町債の総額を3億6,703万4,000円としております。

9ページ 歳出では1款・1項・1目 議会費 72万2,000円の増額は人件費で、1項 議会費の総額を5,703万4,000円としております。

2款・1項 総務管理費を、各目、各節のとおり126万4,000円増額し、補正後の総額を6億84万7,000円としております。

同じく、2項・1目 税務総務費を175万5,000円減額し、2項 徴税費の総額を2,310万5,000円としております。

同じく、3項 戸籍住民基本台帳費を、各目、各節のとおり51万2,000円増額し、補正後の総額を3,769万円としております。

3款・1項・1目 社会福祉総務費を129万9,000円増額、3目老人福祉費は財源組替で、1項 社会福祉費の総額を4億599万4,000円としております。

同じく、2項 児童福祉費を、各目、各節のとおり312万6,000円減額し、補正後の総額を1億5,785万4,000円としております。

同じく、3項・1目 生活保護総務費を41万5,000円増額、2目 扶助費 1,813万4,000円の増額は、生活保護者の医療費に係る生活保護医療扶助費の増額が主なもので、3項 生活保護費の総額を1億1,061万9,000円としております。

4款・1項・1目 保健衛生総務費を378万3,000円増額、2目 予防費 4,441万2,000円の増額は、新型コロナウイルス予防接種事業に係る予防接種健康被害給付費負担金で、3目 環境衛生費 45万6,000円を増額し、1項 保健衛生費の総額を3億1,265万6,000円としております。

同じく、2項 清掃費を、各目、各節のとおり325万7,000円増額し、補正後の総額を2億7,790万6,000円としております。

5款・1項 農業費を、各目、各節のとおり133万8,000円増額し、補正後の総額を3億2,900万円としております。

同じく、3項・1目 水産業総務費を64万2,000円増額、3目 水産施設費は、あわび館に設置している急速凍結機が故障したため新たに購入するための増額と、人件費の減額により75万4,000円を減額、5目 漁港建設費を7万1,000円増額し、3項 水産業費の総額を2億8,149万8,000円としております。

6款・1項 商工費を 各目、各節のとおり219万4,000円増額し、補正後の

総額を 1 億 4,023 万 4,000 円としております。

7 款・1 項・1 目 土木総務費を 135 万 5,000 円増額し、1 項 土木管理費の総額を 1 億 6,444 万 6,000 円としております。

同じく、2 項・2 目 道路維持費を 172 万円増額し、2 項 道路橋りょう費の総額を 5,378 万円としております。

8 款・1 項・1 目 非常備消防費を 280 万 9,000 円減額し、1 項 消防費の総額を 1 億 643 万 1,000 円としております。

9 款・1 項・2 目 事務局費を 185 万 4,000 円増額し、1 項 教育総務費の総額を 7,866 万 1,000 円としております。

同じく、2 項・1 目 学校管理費を 83 万 9,000 円増額し、2 項 小値賀小学校費の総額を 4,269 万 3,000 円としております。

同じく、4 項・2 目 教育振興費を 27 万 7,000 円増額し、4 項 小値賀中学校費の総額を 3,228 万 1,000 円としております。

同じく、7 項 社会教育費を、各目、各節のとおり 14 万円増額し、補正後の総額を 1 億 9,587 万 7,000 円としております。

同じく、8 項 保健体育費を、各目、各節のとおり 414 万 7,000 円減額し、補正後の総額を 5,731 万 6,000 円としております。

10 款・1 項・1 目 農業用施設災害復旧費を 3,143 万 7,000 円の増額し、1 項 農林水産施設災害復旧費の総額を 4,392 万 6,000 円としております。

同じく、2 項・1 目 道路橋りょう災害復旧費を 1,823 万 9,000 円増額し、2 項 公共土木施設災害復旧費の総額を 2,827 万 8,000 円としております。

12 款・2 項・1 目 渡船事業特別会計繰出金を 471 万 5,000 円減額し、2 項 特別会計繰出金の総額を 2,466 万 5,000 円としております。

以上で、説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います、第 1 表歳入歳出予算補正について歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 14 款・国庫支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に行きます。

第 15 款・県出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第 20 款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第21款・町 債

町債、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 歳出に移ります。

第1款・議 会 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第2款・総 務 費 立石光助議員

1番（立石光助） 10ページの17節備品購入費パソコン購入費200万円ですけれども台数を教えてください。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

台数は10台を予定してございます。

内容としましては新規採用職員がですね、会計年度任用職員の今度募集する、その増加分を見込みまして9名いらっしゃると思いますので、職員が7名で会計年度任用職員を2名と見込んでございましてその9台と途中でもですね、今年募集をしておりますので、予備に1台準備しておこうと思って10台を予算計上させていただいております。

議長（宮崎良保） 総務費、ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に行きます。

第3款・民 生 費

民生費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第4款・衛 生 費

衛生費、ありませんか。

森岡正雄議員

2番（森岡正雄） 14ページ予防費18節の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金ということでございます。

その疑いがある方とかがってもう何人かいらっしゃるんだろうとは思いますがけれども町の方でそうした被害者数もしくはその疑いがある人のある程度の数とかそうしたものってのは把握されてるんでしょうか。

議長（宮崎良保） 住 民 課 長

住民課長（北村仁） はい、お答えいたします。

予防接種を実施するサイド側としてのお答えをいたします。

予防接種後、コロナですと20分から30分の会場での待機時間というのを設けておりまして急激な副反応とか何とかは観察するように体制を整えております。

その後、具合が悪くなって医療機関を受診した際にはもう医療機関の診療情報となりますので、こちらサイドではなかなか把握できにくいというところがございます。

診療所にかかった際もコロナワクチン接種によって影響が、疑いがあるという感じの情報であれば連携して情報入ってくるわけなんですけども、なかなかそこまでの実態が把握できづらい状況でございます。

議長（宮崎良保）

森岡正雄議員

6番（森岡正雄） そうしますと町側からの個人的なアプローチってのはもうなくて、あくまで自己申告といった形でしていただくとそういうことでよろしいです。

議長（宮崎良保） 住 民 課 長

住民課長（北村仁） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりです。

先ほども申しましたように、診療所からそういう情報が入ればご案内するという考えもございますけれども実際はおっしゃる通りになります。

議長（宮崎良保）

森岡正雄議員

2番（森岡正雄） 先ほどの定住促進住宅のところで、立石議員が質問されていましたが、やはりこれしっかりと広報というか周知をしてですねそして一つ心配しているのが、例えばこれで重大な疾患を患ってしまったりとか、もしくは亡くなってしまった方というのもしらっしゃるのかもしれない。

私の方で正確な数字を把握しておりませんので、かもしれませんという言い方になってしまいますが中には例えばもう町外の方に障害を負ったことで引越しをされた方もしくは死亡されて、もう例えばお子さんであったご家族そうした方たちがこの小値賀にいないということであれば、なかなかそういう人たちにまでは発信が届きにくい状況であると思いますので、できるだけですね可能な範囲で構いませんので、できるだけその発信のこの範囲というか幅を広げていく努力はしていただきたいと思いますがいかがでしょうか？

議長（宮崎良保） 住 民 課 長

住民課長（北村仁） お答えいたします。

そもそもコロナワクチン接種が始まりましたのが令和3年度でございますけれども、初期の頃は待機時間中に読んでいただくようにワクチンの説明とか臨時予防接種の制度の国の作ったパンフレットとかお読みいただいていたんですけども、国のパンフレットには多分小さくはそういう救済制度がございますという情報が載っていたことを思ってるんですけども、それが回数増えるにつれてもなかなかもうチラシとかももうそのまま置いて帰られる方とか増えてきたんでいつの間にかお配りすることはなくなったんですけども、そうござい

すねまたそういう事態があれば、こういう制度もあるというのは町民の皆様に広くそういうときは周知してまいりたいと思います。

議長（宮崎良保） 森岡正雄議員

2番（森岡正雄） やはり国で推進した予防接種でございますからそこで出た被害というものに対してやはり補償していくというのは大事なことだと思います。

やはりその保証すべき人がいるという救済すべき人がいるということであればですねやはり救済漏れがないようにですね、ぜひぜひですね発信を頑張ってくださいと思います

議長（宮崎良保） 衛生費、ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に行きます。

第5款・農林水産業費

農林水産業費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に行きます。

第6款・商工費

商工費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に行きます。

第7款・土木費

土木費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保）

第8款・消防費

商工費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に行きます。

第9款・教育費

教育費、ありませんか。

横山弘藏議員

6番（横山弘藏） 教育費の学校給食調理員会計年度任用職員報酬がですね、200万以上減額になっております今の給食関係の雇用状況ですね、十分賄われているのかどうかですね、説明をお願いします。

議長（宮崎良保） 教育次長

教育次長（牧尾豊） お答えいたします。

学校給食に携わるスタッフの確保につきましては現在概ね十分に確保できて

おります。

状況としましては、学校給食におきましては、以前は弁当の日というのを実施をさせていただいて、保護者の方にはちょっとご負担をお願いしていた時がありました。

現在はですね、本年度、令和 6 年度の途中でありますけども、人材の確保にですね、繋がっております、現在はお弁当の日というのがなくなってですね、完全給食というふうな言葉が適切かどうかありませんでしたけど給食は十分に実施できているというふうな状況にありますので、

人材確保は十分に整っているというふうに考えております。

議長（宮崎良保） 次にいきます。

第 10 款・災害復旧費

災害復旧費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） つぎにいきます。

第 12 款・諸支出金

諸支出金、ありませんか。

横山弘藏議員

6 番（横山弘藏） 渡船事業特別会計繰出金が 400 万から出ておりますけども、これの主な理由について説明をお願いします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

渡船事業会計において渡船事業の繰越金が増額されたことに伴いまして、一般会計からの繰入金を戻しているという状況でございます。

議長（宮崎良保） よろしいですか。

横山弘藏議員

6 番（横山弘藏） そのようになった原因をちょっと説明をお願いしたい。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

渡船事業につきましては今回がですね、補正の第 1 号となっております。会計は大体歳出の方を多く組んでおりますので、繰越金というのが、大体出るような仕組みになっているんですけども当初予算ではそこはやっぱり見込めない、それ以上に当初予算で見込んでいた以上に繰越金があつて、この繰越金があるために、予算が、予算枠が大きくなるわけなのでその分を一般会計繰入金から減額する。というところで、こういうふうな予算となっております。

議長（宮崎良保） 副町長

副町長（前田達也） すいません補足します。

今回ですね初めての補正予算ということで、通常であれば決算が確定したと

きにですね、繰越金が確定して、そのときに補正としてですね、9月なり12月なりにですね、補正予算として出ささせていただいて、繰越金分の余剰金が出れば、当初予算で組んでおりました一般会計の繰入金を戻すというような手続きをするんですけども、今回決算時において繰越金が確定した後に補正する他の項目がなかったというところですね、要するに繰越金だけしか補正する材料がなかったの、これについては次の人件費等の補正が見込める今回のですね3回の補正予算のときに一緒に補正しようということになって、おるところでございます。

議長（宮崎良保） よろしいですか。

これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

全般について、何かご質疑ございませんか。

質問漏れ等はありませんか。

立石光助議員

1番（立石光助） すいません聞き漏らしていたんですけども17ページで、農林水産業費の17節上の方ですねあわび館の備品購入費で、冷凍機が壊れたということでその関係の備品が購入されたということなんですけども、ちょっとその壊れたもので購入したこの220万か、についてちょっと教えていただければと思います。

議長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西浩康） お答えいたします。

あわび館の急速凍結機の方が今年の11月時点でちょっと不調が判明しましてちょっと使えない状況でした。

11月に故障しましてその後はですね、どうしようかというところだったんですけども、民間のMYフードさんのところに急速凍結機があるということで、そこを少しお借りしまして、これまでやってきたんですけども、やはりMYフードさんもかなり急速凍結機を使いますので、場所が不足するということで今回補正に上げさせていただきました。

今回購入するものは300リッター容量の急速凍結機を考えております。

議長（宮崎良保） いいですか。

立石光助議員

1番（立石光助） 導入が何年何月だったでしょうか。

この壊れたものの。

議長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西浩康） お答えいたします。

導入はですね、あわび館設置からなんですけども、ちょっと今その設置年月をがわかりませんので後でお知らせしたいと思います。

議長（宮崎良保） 他にありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

次に第2表地方債補正についてご質疑願います。

地方債補正5ページですね。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対者の発言、討論ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号、令和6年度小値賀町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第6号、令和6年度小値賀町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（宮崎良保） 起立全員です。

したがって、議案第6号、令和6年度小値賀町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

議長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西浩康） 先ほどの立石議員の質問で答弁漏れがありましたのでお答えいたします。

現在の急速凍結機の導入につきましては、すいません先ほどあわび館建設時と申しあげましたけども、水産加工施設を追加で整備したときからの導入でございまして平成29年度に導入しております。

日程第8、議案第7号、令和6年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 令和6年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算 第1号につ

いて、説明いたします。

今回の補正予算は、人事院勧告に伴う人件費の増額補正が主なもので、予算書1ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ198万2,000円を追加し、補正後の予算総額を8,078万2,000円とするものでございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細については、担当より説明させますので、宜しくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） それでは、担当より説明いたします。

それでは、説明書7ページ歳入から説明いたします。

1款・1項・4目雑入を9,000円増額し、1項はまゆう営業収入の総額を740万2,000円としております。

同じく、2項・4目雑入を6,000円増額し、2項さいかい営業収入の総額を150万9,000円としております。

4款・1項・1目一般会計繰入金を471万5,000円減額し、1項一般会計繰入金の総額を2,466万5,000円としております。

5款・1項・1目繰越金を668万2,000円増額し、1項繰越金の総額を768万2,000円としております。

8ページ、歳出では、1款・1項渡船管理費を各目、各節のとおり198万2,000円増額し、補正後の総額を6,922万6,000円としております。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第5款・繰越金

繰越金、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に行きます。

歳出に移ります。

第1款・渡船事業収入

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に行きます。

第4款・繰入金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 次に行きます。

第5款・繰越金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 次に行きます。

歳出に移ります。

第1款・渡船事業費

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質問漏れ等ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対者の討論はありませんか。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号、令和6年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第7号、令和6年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(宮崎良保) 起立全員です。

したがって、議案第7号、令和6年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号、令和6年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長
町長（西村久之） 令和6年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

今回の補正予算は、人事院勧告に伴う人件費の増額補正で、予算書1ページ、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳出のみ補正するものでございます。

それでは、説明書5ページ、歳出を説明いたします。

5款・1項・1目 特定健康診査・特定保健指導費を各節のとおり40万8,000円増額し、1項 特定健康診査・特定保健指導費の総額を774万7,000円としております。

8款・1項・1目 予備費を40万8,000円減額し、総額を300万1,000円としております。

以上で説明を終わります。

宜しくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正について、歳出を款を追ってご質疑願います。

第5款・特定健康診査、特定保健指導費

特定健康診査、特定保健指導費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保）

第8款・予備費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） これから歳出全般についてご質疑願います。

質問漏れ等ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対者の討論はありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号、令和6年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第8号、令和6年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(宮崎良保) 起立全員です。

したがって、議案第8号、令和6年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号、令和6年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西村久之) 令和6年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、説明いたします。

今回の補正予算は、人事院勧告に伴う人件費の増額補正で、予算書1ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ45万3,000円を追加し、補正後の予算総額を4億1,213万9,000円とするものでございます。

それでは、説明書7ページ、歳入から説明いたします。

7款・2項・2目介護保険給付費準備基金を45万3,000円増額し、2項基金繰入金の総額を285万3,000円としております。

8ページ、歳出では、5款・2項・1目包括的支援事業は、生活支援コーディネーター会計年度任用職員の人件費で、45万3,000円を増額し、2項包括的支援事業・任意事業費の総額を1,444万5,000円としております。

以上で説明を終わります。

宜しくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(宮崎良保) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第7款・繰入金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保)

歳出に移ります。

第5款・地域支援事業費

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

全般についてございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対者の討論はありませんか。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号、令和6年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第9号、令和6年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(宮崎良保) 起立全員です。

したがって、議案第9号、令和6年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号、令和6年度小値賀町簡易水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

町長(西村久之) 令和6年度小値賀町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について、説明いたします。

今回の補正予算の内容は、収益的収入及び支出において、人事院勧告に伴う人件費の増額補正が主なもので、予算書1ページ、第2条のとおり、既定の収益的収入及び支出の予定額から、収入及び支出それぞれ、31万6,000円を増額し、補正後の収益的収入及び支出の予定額を1億1,693万円とするものでございます。

第3条は、予算第8条職員給与費を56万4,000円増額し、1,363万9,000円とするものでございます。

第4条は、予算第9条他会計からの補助金を31万6,000円増額し、3,509万円とするものでございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細については、担当より説明させますので、宜しくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎）

それでは、予算書2ページ、地方公営企業法施行令第17条の2に規定される予算の実施計画の内容について説明いたしますので、12ページ補正予算明細書をお開きください。

収益的収入及び支出の収入第1款・2項・1目他会計補助金31万6,000円の増額は、職員と会計年度任用職員の給与改正等に要する費用について、一般会計から補填するもので、他会計補助金の総額を、3,509万円とするものでございます。

収益的収入及び支出の支出1款・1項・1目原水及び浄水費8万2,000円の減額は、雇用できなかった会計年度任用職員の人件費の減額と、電気料金の激変緩和措置の縮小により不足した、水源地及び浄水施設の電気料金を増額するもので、原水及び浄水費の総額を2,300万5,000円とするものでございます。

1款・1項・2目「配水及び給水費」9万7,000円の増額は、配水池の電気料金を増額するもので、配水及び給水費の総額を、332万7,000円とするものでございます。

1款・1項・3目「総係費」30万1,000円の増額は、職員の給与改定等による増額で、「総係費」の総額を、2,135万2,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

順番を設けず、予算書全般について質疑を行います。質問の際はページ番号項目および金額など質問に関し質問する箇所が特定できるよう発言願います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号、令和6年度小値賀町簡易水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第10号、令和6年度小値賀町簡易水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(宮崎良保) 起立全員です。

したがって、議案第10号、令和6年度小値賀町簡易水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第11号、令和6年度小値賀町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西村久之) 令和6年度小値賀町下水道事業会計補正予算(第2号)について、説明いたします。

今回の補正予算の内容は、収益的収入及び支出において、人事院勧告に伴う人件費の増額補正で、予算書1ページ、第2条のとおり、既決の収益的収入及び支出の予定額から、収入及び支出それぞれ、69万5,000円増額し、補正後の収益的収入及び支出の収入の予定額を、1億6,922万5,000円とし、支出の予定額を、1億6,595万2,000円とするものでございます。

第3条は、予算書第9条職員給与費を60万7,000円増額し、530万4,000円とするものでございます。

第4条は、予算書第10条他会計からの補助金を69万5,000円増額し、9,072万6,000円とするものでございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細については、担当より説明させますので、宜しくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(宮崎良保) 建設課長

建設課長（村田祐一郎）

それでは、3ページ、4ページの地方公営企業法施行令第17条の2に規定される「予算の実施計画」の内容について説明いたしますので、12ページ補正予算明細書をお開きください。

収益的収入及び支出の収入1款・2項・1目他会計補助金69万5,000円の増額は、職員の給与改定等に要する費用について一般会計から補填するもので、他会計補助金の総額を、4,709万5,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出の支出1款・1項・3目総係費69万5,000円の増額は、職員の給与改定等による増額で、総係費の総額を855万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

順番を設けず、予算書全般について質疑を行います。質問の際はページ番号項目および金額など質問に関し質問する箇所が特定できるよう発言願います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号、令和6年度小値賀町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第11号、令和6年度小値賀町下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（宮崎良保） 起立全員です。

したがって、議案第11号、令和6年度小値賀町下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第12号、令和6年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町 長
本案について提案理由の説明を求めます。
町長（西村久之） 令和6年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

今回の補正予算は、人事院勧告に伴う人件費の増額補正が主なもので、予算書1ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ192万2,000円を追加し、補正後の予算総額を3億9,896万1,000円とするものでございます。

それでは、説明書6ページ、歳入から説明いたします。

4款・1項・2目一般会計繰入金を192万2,000円増額し、2項他会計繰入金総額を1億6,396万円としております。

7ページ、歳出では、1款・1項・1目一般管理費は、会計年度任用職員の人件費及び代診・診察応援医師診療謝礼金で、各節のとおり、192万2,000円増額し、1項総務管理費の総額を2億5,541万4,000円としております。

以上で説明を終わります。

宜しくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第4款・繰入金
ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に行きます。

歳出に移ります。

第1款・総務費
ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質問漏れ等ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対者の討論はありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号、令和 6 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第 12 号、令和 6 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（宮崎良保） 起立全員です。

したがって、議案第 12 号、令和 6 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 13 号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西村久之） 議案第 13 号、工事請負契約の変更について、説明をいたします。

し尿処理場補修工事に係る請負契約につきましては、株式会社 細川建設と契約金額 7,777 万円で、工事請負契約を締結しておりましたが、外壁工事において、換気フード 3 箇所の取替工事から修繕工事への減額変更、機械設備工事においてトイレ 2 箇所の洋式化工事の追加、建具工事においてアルミ扉の取替 2 箇所の追加及び電気工事において、街灯 2 箇所の追加等により設計変更が必要となりましたので、現契約金額 7,777 万円に、6 万 6,000 円を減額した、7,770 万 4,000 円に変更契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案をご提案申し上げます。

なお、工期は令和 7 年 3 月 28 日までとしております。

以上で提案理由の説明を終ります。

宜しくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号、工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第14号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西村久之) 議案第14号、工事請負契約の変更について、説明をいたします。

獣医師住宅整備工事の入札を2月4日に行い、株式会社 細川建設が落札し、入札書記載金額5,080万円に消費税を加算した金額5,588万円で契約したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案をご提案申し上げます。

なお、工期は令和7年3月31日までとしております。

以上で提案理由の説明を終ります。

宜しくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(宮崎良保) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 14 号、工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

以上で、本 2 月会議に付議された案件の審議は全部終了しました。

これにて令和 7 年小値賀町議会 2 月会議を終了します。

お疲れさまでした。

— 午後 11 時 26 分 散会 —